

金沢市少子化対策不妊治療費助成事業実施要綱

(令和4年4月1日決裁)

改正 令和8年6月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担を軽減し、もって少子化対策の充実を図るため、不妊治療に要する費用の一部に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不妊治療 先進不妊治療、生殖補助医療及び一般不妊治療をいう。

(2) 先進不妊治療 不妊症の治療のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 先進医療として厚生労働省により告示されたものであること。

イ 体外受精又は顕微授精（これらに際して行われる精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む。以下同じ。）で保険適用となるものと併せて実施されるものであること。

ウ 先進医療の実施医療機関として承認を受け、かつ、地方厚生局への生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出のある医療機関において実施されるものであること。

(3) 生殖補助医療 不妊症の治療（先進不妊治療を除く。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 体外受精又は顕微授精によるものであること。

イ 地方厚生局への生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出のある医療機関において実施されるものであること。

(4) 一般不妊治療 医療機関で実施される不妊症の治療のうち、前2号に規定する治療以外の治療（当該治療の一環として行われる検査を含む。）をいう。

(5) 夫婦 法律上の婚姻関係にある者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(6) 夫 夫婦のうち、男性である者をいう。

(7) 妻 夫婦のうち、女性である者をいう。

(8) 保険適用 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他別表に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に規定する療養の給付の対象となることをいう。

(9) 1回の治療 採卵術（その実施するための準備を含む。）から胚移植術（その結果の確認を含む。）までの一連の診療過程をいう。ただし、既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植術を実施する場合にあっては、当該胚移植術の準備から結果の確認までをいう。

(10) 助成対象自己負担額 不妊治療を受けるために夫婦が医療機関に支払った額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 食事療養費標準負担額、個室料その他の不妊治療に直接関係がない費用の額

イ 保険者から夫婦に対して当該不妊治療に関する給付が行われる場合における当該給付の額

(11) 同一回の保険適用治療 胚移植術に係る保険適用の回数の上限の判定において同一の回として判定される期間内に行われた一連の診療過程をいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱による助成金を受けることができる者は、次のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 医療保険各法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。

(2) 第8条第1項の規定による助成金の申請時において夫婦の双方又は一方が、金沢市内に住所を有すること。

（先進不妊治療助成金の額等）

第4条 先進不妊治療に係る助成金（以下「先進不妊治療助成金」という。）の額は、1回の治療につき助成対象自己負担額（体外受精又は顕微授精に係る部分を除く。）の10分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、150,000円を超えないものとする。

2 医師の判断に基づき1回の治療を途中で中止した場合にあっては、先進不妊治療助成金を受けることができるものとする。

（生殖補助医療助成金の額等）

第5条 生殖補助医療に係る助成金（以下「生殖補助医療助成金」という。）の額は、次

の各号に掲げる治療の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保険適用となる治療 同一回の保険適用治療に係る助成対象自己負担額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、50,000円を超えないものとする。

(2) 保険適用とならない治療 1回の治療につき助成対象自己負担額の10分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、150,000円を超えないものとする。

2 医師の判断に基づき1回の治療を途中で中止した場合であっても、生殖補助医療助成金を受けることができるものとする。

3 第1項第1号の治療に係る生殖補助医療助成金を受けることができる回数は、次の各号に掲げる年齢（初めての胚移植術に係る治療計画を作成した日における妻の年齢であって、胚移植術に係る保険適用の回数の上限を判定するための年齢をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

(1) 40歳未満 6回

(2) 40歳以上43歳未満 3回

4 第1項第2号の治療に係る生殖補助医療助成金を受けることができる回数は、1回とする。

（一般不妊治療助成金の額等）

第6条 一般不妊治療に係る助成金（以下「一般不妊治療助成金」という。）の額は、助成対象自己負担額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1年間につき50,000円を超えないものとする。

2 一般不妊治療助成金を受けることができる期間は、連続する2年間までとする。

3 身体、精神、家庭、仕事の状況その他の事情により、3月以上の間連続して一般不妊治療を中断したことについて市長がやむを得ないと認める場合にあつては、当該一般不妊治療を開始した月から次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間を限度として、前項の期間を延長することができる。

(1) 3年間

(2) 当該一般不妊治療を中断した月数に24月を加えた期間

4 前項の場合において、一般不妊治療助成金の額は、通算して100,000円を超えないものとする。

(出産等を経た場合の助成の回数等)

第7条 次の各号に掲げるいずれかの場合においては、市長が当該事実の確認のために必要と認める書類を添えて次条の規定による申請を行うことができる。この場合において、当該申請に係る助成金を受け取ることができる回数、期間及び金額は、既にこの要綱による助成金を受けた回数、期間及び金額にかかわらず、当該申請に係る不妊治療を開始した月から新たにこの要綱の規定により算定することができる。

(1) この要綱による助成金の給付を受けた後出産し、再度不妊治療を受ける場合

(2) この要綱による助成金の給付を受けた後妊娠12週以降に死産に至り、再度不妊治療を受ける場合

(助成の申請等)

第8条 この要綱による助成金の給付を受けようとする夫婦（第4項において「申請者」という。）は、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その事情及び治療の結果、出生した子について認知を行う意向であることを書面で申し立てるものとする。

3 第1項の規定による申請は、治療が終了した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

4 市長は、申請書等を受理したときは、内容を審査し、助成の可否を決定した後、申請者にその旨を通知する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの要綱による助成金の給付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(適用除外)

第10条 次に掲げるものは、この要綱による助成の対象としない。

(1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊症の治療であるもの

(2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産するもの

(3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、助成の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

の

- 2 第8条第1項の規定により申請した治療期間内に実施された不妊治療のうち、国又は地方公共団体による他の助成制度の対象となった治療にあつては、この要綱による助成の対象としない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年6月25日決裁)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市少子化対策不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和8年10月1日以後に不妊治療を受けた者について適用し、同日前に不妊治療を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第3条第2項に規定するその他不妊治療助成金を受けた夫婦に係る改正後の第8条の規定の適用については、当該その他不妊治療助成金を改正後の第6条第1項一般不妊治療助成金とみなして同条の規定を適用する。

別表 (第2条関係)

- (1) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)